市内用

令和９・10 年度伊佐市競争入札参加資格審査申請の手引　（建設工事）

伊佐市が発注する建設工事に係る競争入札等に参加するためには、あらかじめ申請を行い入札参加資格者名簿に登録する必要があります。

下記により入札参加資格審査を行いますので、資格審査を希望される方は、受付期間内に申請してください。なお、申請内容に虚偽の記載があった場合は、申請を却下することがありますので、ご注意ください。

記

１　資格要件

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１）　建設業法第２条第３項に規定する建設業者

（２）　地方自治法施行令第 167 条の４第１項各号に該当しない者

（３）　申請する業種区分において、審査基準日から直前２年間の工事実績を有する者

２　資格審査の有効期間

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで【２年間】

３　申請の方法

原則、インターネット上の「入札参加資格審査申請システム」（以下「申請システム」と いう。）からの申請となります。申請にあたっては、本手引及び申請システム内の操作説明書を十分ご確認ください。なお、申請システムでの申請が困難な場合は、問合せ先までご連絡ください。

４　申請受付期間

受付期間：**令和８年 11 月２（月）から令和８年 12 月 18 日（金）まで**

受付時間：受付期間中は 24 時間受付

（ただし、システムメンテナンス時を除く。）

５　決定通知　申請時に登録したメールアドレスへ審査結果を送信します。

６　問合せ先　〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地

伊佐市役所　財政課入札契約係

電話番号：0995-23-1311（代表）　FAX 番号：0995-22-5344

E-mail：shimeinegai@city.isa.lg.jp

≪入札参加資格審査申請システムＵＲＬ≫

https://www.denshin-go.jp/i46224/

※インターネットで上記ＵＲＬへアクセスし、申請を行ってください。

１．新規利用登録

① はじめて申請システムによる申請を行う場合は、利用登録が必要です。

② 新規利用登録を行い、ログインＩＤとパスワードを取得してください。

③ 利用登録には、１～２日ほど時間を要する場合があります。

※ 取得したログインＩＤとパスワードは、次回の申請にも使用しますので大切に保管してください。

※ パスワードは各自で変更ができます。変更後のパスワードは大切に保管してください。

２．システム入力・提出書類作成等について

申請システムの各ＳＴＥＰにおける留意事項と添付書類については、次頁以降を参照してください。また、入力が完了すると「入札参加資格審査申請書」が印刷できますので、控えとしてお使いください。（提出は不要です。）

【入力上の注意】

入力する画面に注意書きや説明等がありますので、よく読んで入力してください。

入力の際は、本手引と申請業者向け操作説明書（申請システムよりダウンロード）を参照してください。

入力時に一定時間経過すると自動的にログアウトされ、入力中の内容が失われます。入力を中断する場合等は保存ボタンを押下し、一時保存してください。

【添付書類について】

添付が必要な書類のうち、指定様式は申請システムからＥｘｃｅｌファイルをダウンロードのうえ使用してください。（任意様式で可のものについてはこの限りではありません。）

添付書類は、すべてＰＤＦ形式にして申請システムにアップロードしてください。（押印が必要なものは、押印のうえＰＤＦ形式にしてください。）なお、アップロードできるファイルのサイズは１ファイルにつき２ＭＢまでとなっています。ファイルサイズが２ＭＢまでに収まらない場合は、問合せ先までご連絡ください。

全業者提出が必要なものと、該当者のみ提出が必要なものがありますので、注意書き等を確認のうえ添付もれがないようご注意ください。

入札参加資格審査申請システムの各ＳＴＥＰにおける留意事項

STEP１　**業者基本情報入力**

「入札参加資格審査申請システム」　申請業者向け操作説明書

STEP２　希望業種情報入力

◆希望業種項目　※全業者入力してください

登録を希望する業種名の希望欄にチェックをし、特定／一般の区分、客観点数、平均完成工事高を入力してください。

◆主観点算定項目　※格付を希望する市内業者のみ入力してください

① 主観点算定確認項目に該当がある場合は、該当欄にチェックをし、必要事項を記入してください。

② STEP５において、該当項目の事実確認資料をアップロードしてください。

※主観点算定確認項目の該当欄にチェックがあっても、確認資料のアップロードがない場合は、主観点が算定されない場合があります。

前回からの変更点

基準日を「12 月 31 日」➡「10 月 31 日」へ変更

（次の変更点は、市内業者の場合のみ）

・「継続学習制度による単位取得」は項目から削除
・研修会への参加、奉仕活動、災害支援活動➡該当年度が２年へ
・「舗装機械保有」「新規学卒者等雇用」「災害支援活動」「消防団員雇用」加点の増加、上限値撤廃
・「市内居住従業員数」の項目追加

※ボランティア活動・災害支援活動の例

（法人または個人事業主としての活動に限る）

・道路、河川、水路、海岸、学校等の清掃作業
・学校施設、老人ホーム等の電気施設の点検・補修（無償のものに限る）
・公園施設等の遊具の点検・補修（無償のものに限る）
・「学校行事」、「地域のイベント活動」に係る会場設営、重機の提供
・通学路等の安全パトロール、こども 110 番
・行方不明者の捜索活動　・災害時における道路・河川等への緊急出動
・道路、河川等の防災パトロール

STEP３　系列会社届出入力

※全業者入力してください
伊佐市競争入札参加資格有資格者間における資本関係・人的関係に関する状況（自社以外で伊佐市へ競争入札参加資格申請を行う系列会社の有無）確認のため、 必ず入力してください。

◆系列会社有無
　系列会社がない場合は、「該当なし」を選択してください。

◆系列会社の追加
　列会社がある場合は、「該当あり」を選択し、「系列会社の追加」ボタンをクリックし、系列会社の情報を入力してください。

※資本関係・人的関係のある系列会社（同一入札案件への参加が制限される）

STEP５　添付書類登録（工事）

添付資料の登録
◆　ＰＤＦファイルにしてアップロードしてください
◆　公的機関から発行された証明書については、申請日からさかのぼって３か月以内に発行したものを有効とします。

※要否…〇は必須、△は該当する場合のみ提出

No.	指定様式	書類名	要否	注意事項
1	指定エクセル様式にて作成	使用印鑑届兼委任状	〇	入札及び契約等に使用する代表者の印鑑を使用印として届出をしてください。「〇〇会社代表取締役之印」等の代表印は単独で登録できますが、「〇〇会社之印」等の会社印は、単独では登録できません。その場合は、代表者の私印と合わせて登録してください。
2	―	印鑑証明書 ※法務局	〇	法人の場合は本社・本店の印鑑証明書を、個人事業主の場合は代表者本人の印鑑証明書を提出してください。

3	―	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法務局	△	※法人のみアップロード 「登記事項証明書」か「代表者の身分証明書」のいずれか
4	―	代表者の（個人）身分証明書 ※市区町村発行	△	※個人事業主のみアップロード ※身分証明書とは…本籍地の市区町村役場で発行する破産者等ではないことの証明書
5 ★最新賦課年度分	納税証明書・滞納のない証明書		○	・法人の場合：納税証明書 その３の３ ・個人の場合：納税証明書 その３の２
	―	① 国税 ※税務官署発行		
	―	② 都道府県税 ※都道府県発行	○	委任先がある場合は、参加資格を受けようとする事業所所在地（都道府県）のもの
	―	③ 市町村税 ※市区町村発行	○	委任先がある場合は、参加資格を受けようとする事業所所在地（市町村）のもの ※市内業者については、市役所発行の法人と代表者の「市税に滞納がない旨の証明」もお願いします。（個人の場合は代表者のみ）
6	指定エクセル様式にて作成	個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書	○	押印不要
7	―	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	申請日において有効なもの（審査基準日が今回の入札参加資格審査申請日の１年７か月前の日以降のもの）
8	―	建設業許可証	○	申請時に有効な許可証の写し
9	―	営業所専任技術者証明書	○	建設業許可申請の専任技術者証明書を提出（許可のある場合のみ）※市内業者のみ
10	指定エクセル様式にて作成	技術職員名簿	○	・営業所等へ委任する場合は、委任先に属する技術職員分 ・３か月以上雇用している者　注１）
		技術職員の資格証等	○	技術職員の資格証等　※市内業者のみ
11	指定エクセル様式にて作成	工事経歴書	△	・新規に参入する業種がある場合のみ提出。 ・公共工事・民間工事を問わず、過去２年（R６・７）の実績を記入。 ・様式は、国土交通省または鹿児島県に提出する様式でも可。
12	―	労災保険料納入証明書	○	「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収書」の写し可

13	―	健康保険加入に関する証明	△	・領収済通知書、社会保険料納入証明書等の加入状況が確認できる書類を添付 （保険料納入告知額・領収済額通知書、社会保険料納入証明書、資格取得確認及び標準報酬決定通知書、保険の適用に関する通知書等） ・加入状況が確認できる書類を添付 （雇用保険料納入証明書、雇用保険料の領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等通知書等） ※７の「経営規模等評価結果通知書」において３項目の加入状況（「有」又は「除外」）の記載がある場合は添付不要。
14	―	厚生年金保険加入に関する証明	△	
15	―	雇用保険加入に関する証明	△	
16	指定エクセル様式にて作成	申立書／適用除外誓約書	△	・申請日時点で建退協に未加入の事業者 ・雇用している労働者がいない（１人親方の場合）や家族経営等
17	―	研修会への参加状況	△	・研修会出席者の氏名を記入 ・複数の者が参加している場合は、代表して１名の者を記入
18	―	建設業に関連した実績表彰 （会社・個人）	△	各種別の表彰状の写しを添付 ※個人に対する表彰は、市内事業所で雇用されているものに限る。 ※「奨励賞」も含む。
19	―	ＩＳＯ９０００認証取得の状況	△	・国際標準化機構が規格化した品質保証システム（ＩＳＯ９０００シリーズ）を基準日時点に認証取得しており、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合 ・認証取得証明書の写しを添付
20	―	労働安全衛生マネジメントシステム認証取得の状況	△	・国際標準化機構が規格化した労働安全衛生マネジメントシステム（ＩＳＯ４５０００シリーズ）、ＯＨＳＡＳ、ＣＯＨＳＭＳ、ＣｏｍｐａｃｔＣＯＨＳＭＳのいずれかを基準日時点に認証取得しており、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合 ・認証取得が証明できる書類を添付

21	指定エクセル様式にて作成	舗装機械保有の状況	△	※業種「舗装」を希望する場合 ・基準日時点に、稼働可能な舗装用機械を所有又は長期リースをしている場合 ・「特定自主検査」または「定期自主検査」の写し ・車検が必要な機械は車検証の写し、所有が分かる書類（償却資産台帳又は特定自主検査記録表の写し）を添付 ・リース契約として認められるものは、基準日時点で契約し、令和９年４月１日以降の建設工事入札参加期間中は契約が有効であるもの契約書の写しを添付 ・「舗装施工調査票」（様式６）を添付
22	―	ボランティア活動の状況	△	令和６年４月１日から令和８年３月 31 日の期間内に実施・参加したボランティア活動を実施した場合 ※ボランティア活動は会社としての活動に限り、代表者や職員が個人的に実施、参加した活動は対象外 ・活動証明書や新聞記事等の活動期日が確認できる資料を添付
23	―	障がい者等の雇用状況	△	・基準日時点の常用雇用労働者総数、常用雇用労働者のうち身体障がい者手帳、精神障がい者手帳又は療育手帳の交付を受けている障がい者数等を記入 ・法定雇用義務がある場合は、障がい者雇用状況報告書の写し
24	―	新規学卒者等雇用状況	△	新規学卒者の採用がわかる書類（卒業証書の写し、創業証明書等）を添付
25	―	保護観察対象者の雇用支援の状況	△	・基準日時点で鹿児島県協力雇用主会又は NPO 法人鹿児島県就労支援業者機構に登録していることがわかる書類の添付 ・保護観察等対象者の雇用に関する確認（申請）書を添付
26	―	災害支援（防災）協定・緊急防疫協定の締結状況	△	・伊佐市と災害支援（防災）協定・県と緊急防疫協定を締結している団体に加入している場合 ・証明できる証類を添付
27	―	災害支援活動の状況（公共施設への緊急出動又は防災パトロール等）	△	・令和６年４月１日から令和８年３月 31 日の期間内に実施した災害支援活動の実施状況 ・活動が確認できる書類を添付

28	―	消防団員の雇用状況	△	・基準日時点において、伊佐市消防団員に（常用雇用労働者に限る）所属している者 ・伊佐市消防団員雇用状況確認（申請）書を提出
29	―	育児休業制度の導入状況	△	・基準日時点で育児休業制度を就業規則に規定している場合に ・証明できる証類を添付
30	―	介護休業制度の導入状況	△	・基準日時点で介護休業制度を就業規則に規定している場合に ・証明できる証類を添付
31	―	一般事業主行動計画の策定状況	△	・基準日時点で「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合 ・証明できる証類を添付
32	―	ＩＳＯ１４０００認証取得の状況	△	・国際標準化機構が規格化した環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４０００シリーズ）を基準日時点に認証取得しており、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に記入 ・認証取得が証明できる書類を添付
33	―	エコアクション２１等の認証取得の状況	△	・エコアクション２１等の認証・登録証の交付を基準日時点で受けており、適用範囲に示された事業内容（適用サービス）が、入札参加資格審査の申請を行う業種を含むものである場合に記入 ・認証取得が証明できる書類を添付
34	―	暴力団排除活動の状況	△	暴力団排除活動確認資料（受講修了書等）を添付
35	―	福利厚生の状況	△	福利厚生確認資料
36	添付不要	水道修繕センターへの加入状況	△	水道修繕センターに加入している者に４０点を加点
37	指定エクセル様式にて作成	市内居住者従業員名簿	△	・３か月以上雇用している者 ・雇用状況確認資料 ・建設業に係る業務に従事している者
38	指定エクセル様式にて作成	誓約書並びに自己及び自社の役員等の名簿	○	役員以外（監査役等）は記入不要。ただし、営業所等に委任する場合は、役員等の名簿に営業所等の責任者名も記入

該当する項目がある場合は、確認のできる書類を提出してください。

注1）　３か月の継続的な雇用を確認する書類
①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
②健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書
③雇用契約書＋賃金台帳

３ 審査結果と申請後の内容変更

（１）審査結果通知について（全業者）

審査の結果は、資格の有効期間開始月の前月末までに、申請システムに登録された申請担当者のメールアドレスあてにメールでお知らせします。メールが確実に受信できるように設定してください。

※審査結果通知のメールが届いていない場合は、手続きが完了していない可能性があります。特に、申請システム上で「差戻」の状態になっているケースがありますので、申請状況を必ずご確認ください。「差戻」となっている場合は、申請内容を修正のうえ、再度申請を行ってください。

（２）申請内容の不備について（全業者）

申請内容等に不備等があり申請を受理できない場合は、差戻の処理をします。その場合、 申請システムに登録された申請担当者のメールアドレスあてにメールが届きますので、申請システムで内容を修正のうえ再度申請を行ってください。

（３）申請後の内容変更について（全業者）

① 申請後に、事業所住所や代表者名等の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届及び変更に伴い提出が必要な添付資料の提出をお願いします。変更届の様式は、本市ホームページに掲載しています。
② 許可証や登録証明書等の提出資料の更新を行った場合は、速やかに更新後の許可証等の写しを提出してください。
③ 変更届（必要な添付資料含む）及び許可証等は、下記メールアドレスあてに送信してください。
　メールの件名は、「入札参加資格変更届＿業者名」としてください。

変更届等送信先メールアドレス：shimeinegai@city.isa.lg.jp